

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係経済、技術援助(2) (昭和41年度)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43520

陳
情

北米局長

参事

北米課長

来年度日本政府の対沖縄援助

増額陳情のため琉球立法院

議会上京の件

40.7.7
北米

7月7日 米国大使館 プランス書記官

中島北米課長を来訪し、次の如く述べた。

1. 沖縄においては、来年度の減税問

題が当面最大の政治問題となっており、

立法院における予算の審議も、野

党側が減税の規模を明確にし

ない限り審議しないとの態度のため、

中止されている状況である。

2. ~~野党側は急激な減税実施を主張し~~
現減税は、来年度の対沖縄援助額

を増大することによりのみ実施し

GA-4

外務省

3259

と相いん

△ 此の予算審議から引延の作を結果とする
を避けたら、ある日、貴の降格問題に對して、
をよろしくお願ひした。

うる訳である、^{るとして} ~~民政界からの連絡は、~~

日本政社の援助の増額の確約取

付のため、立法院議院6系（民選

盛島、伊芸、宮城、社大克平、良、

社会党岸本、無所属知念）

が本日東京向け出発した由で

ある。

(3) 一行から陳情があると思^{のり}、来年度の

援助額は、協議委員会に決定さ

れるもので、^昨 只今政府にコミット

する段階ではないと思われ、

✓ 沖縄からの情報を参考まで

お知らせする。

(4) 日本の沖縄援助問題は、沖縄の

減税措置と関連させられ、又△

GA 4

外務省

北米局長
参事
北米課長

沖縄教育費の国庫負担率

関する沖縄教育関係者の陳情

40.7.14
北米課

1. 沖縄の教育費の半額(88億円)を国庫

負担する関係する沖縄教育関係

者23名(リスト別添) 7月14日

北米課長と面談、(課長不在のため上級

代理面接) 要旨下記の通り陳情

した。

2. 佐藤、ジョーンズ声明でも沖縄の民生福

祉を本土の水準に引き上げる必要

があるが、民生の根本は

教育問題である。

わが国とは、教育制度、教育課程、

教科書、教職員免許、教育者の身分

GA-4

外務省

の保障、教育諸条件を本土と同じく

することを常に念頭に置いており、何分

も教育費が本土の半分以上であり、

財政的制約から、充分な教育効果を

あげ得ず、格差の解消どころか、

いよいよ格差を大々している。

本土の類似県に比べても、公教育費の

69%は国が負担し、県の自己負担は

31%に過ぎず、隣の鹿児島県では

自己負担は15.6%で、国が84.6%

を負担しているが、沖縄では正々

と逆で85%が自己負担である。

わが国の国庫負担増額の要請は、

全く、やむを得ないものである。全

島の要請である。

GA-4

外務省

来年度から半額国庫負担が是非実現

するよう配慮新いた。

今次の陳情団は亦二次陳情団である

が、^{半額国庫負担}日米協議委員会が閣僚会議

に更に亦三次、亦四次陳情団を

上乗せする計畫である。

3. 当方からは、^{神尾}神尾の教育費問題は、^{一般}一般

^{神尾}自民党の神尾問題特別対策委員会

会に対する陳情があった、今次の陳情

も、内容は資料も同一であり、趣旨も同一

と思ふが、本日の陳情の趣旨は

上可に報告する旨述べた。

第二次教育費要求代表団(三人)

信泊・東京都豊島区目町三ノ三五九七
電(九六)〇六九一

教育費獲得期成会長(沖繩教職員会長)

沖繩教育長協会会長(期成会副会長)

沖繩市町村会長(期成会副会長)

教育費獲得期成会事務局次長(沖繩教職員会政経部部長)

苗朝

直成

榮春

曠昭

茂治

民夫

敬浩

助次郎

文吉

朝行

松榮

盛輝

裕憲

昇秀

雄上

徳納

清一

正春

永吉

勇吉

亀三

朝伸

裕涉

屋良

阿波根

仲村

福地

新垣

赤嶺

比嘉

新垣

垣文

朝行

松榮

盛輝

裕憲

昇秀

雄上

徳納

清一

正春

永吉

勇吉

亀三

朝伸

裕涉

苗朝

直成

榮春

曠昭

茂治

民夫

敬浩

助次郎

文吉

朝行

松榮

盛輝

裕憲

昇秀

雄上

徳納

清一

正春

永吉

勇吉

亀三

朝伸

裕涉

北美小学校々長

識名小学校々長

上山中学校々長

大山小学校教頭

浦添中学校々長

糸満地区教育委員会社教主事

名護地区教職員会長

中城中学校々長

沖繩私立学校協会事務局長

私立学校協会会長

高校長協会副会長

沖繩市町村議長会長

琉球大学理事長

沖繩PTA連合会副会長

沖繩中学校長協会副会長

沖繩小学校長協会副会長

沖繩教育委員会副会長

中央教育委員

中央教育委員

沖繩の教育事情を訴える

沖繩県教育費獲得期成会

会長 屋良朝苗

この度私たちが行っている「沖繩県義務教育費等の国庫負担に関する要請」の運動はわれわれとしてはやむにやまれぬ切実な運動であって政府・民間一体となってこれを押し進めているのである。

その運動組織の構成団体は中央教育委員会、沖繩教育委員会、沖繩教育長協会、沖繩教職員会、沖繩小学校長協会、沖繩中学校長協会、沖繩高等学校長協会、沖繩PTA連合会、琉球大学理事会、沖繩私立学校協会、沖繩市町村会、沖繩市町村議長の十二団体で文字通り全県民の意志と世論を背景とするものである。この運動は沖繩教職員会として組織として取りあげ単独にはその都度本土政府関係当局には要請を続けていたものであるが、この度は機運熟して官民一体の運動展開をなしたのである。

私たちは終戦以来終始一貫して沖繩の教育は日本国民としての教育であることを強く主張し「われわれは日本国民として」云々の教育宣言を冒頭に打ち出している教育基本法も米民政府の二度にわたる拒否にあいながら三度目に県民の意志、世論のとおり立法化させ得たのである。この教育基本法によつて沖繩教育のよつて立つより所が確固として布石されたのであるからその基盤に立つて私たちは常に自信と誇りをもつて沖繩の教育に当たってきたつもりである。ご承知のように沖繩は第二次大戦以来国民的十字架をになつて非常に複雑困難な状態におかれている。しかもその将来についてもなお確たる見通しを立て得ない実情である。そのような将来にそなえての教育の重大性については今更喋々と述べる必要はない。そこで沖繩の教育について最も大事に考えられることは教育の基礎となり根幹となるものは常に本土教育と軌を同じくしていくということである。その観点からわれわれは教育基本法をはじめ教育制度、教育課程、教科書、教職員免許、教育者の身分の保障、教育諸条件等を本土と同じくしていくことを常に念頭においてこれを一つ一つ確立していくことを組織としてもたえず努力を続けてきたのである。また教育は制度や形式面だけでなくその内容的にも本土に劣ることがあってはいけないのである。そのためには沖繩の教育諸条件を一日も早く本土と同じくしなければならぬ。それが先決であるがそれには今まで非常に焦りを感じてきたのである。然しこのことも結核教育財政の問題に帰するのである。ところが沖繩の教育財政は極度に貧困である。そこにわれわれの当面する大問題が横たわっているのである。この教育財政を本土なみに確立することなくしては本土と同等水準の教育を施していくことは不可能に属することは明らかである。

沖繩の教育財政は何故貧困であるのか。それは一つには沖繩の国民所得が本土の六〇%にすぎない。

したがって琉球政府の財政規模も類似県と比較して著しい格差がある。それからの教育費の抽出は、その教育財政規模も自ら小さくなるわけである。一方沖縄は義務教育人口が他府県と比較して非常に高率である。本土では義務教育人口は総人口の一六・七％であるのに沖縄ではそれが総人口の二五％(約二十四万人)という高率である。このことは教育需要が非常に高いところでこれが教育財政に大きな重圧となっている。また琉球大学も本来ならば国立大学でその全経費は国がまかなうべきであるのにそれも全経費が沖縄の自己負担となつているので条件は更に悪くなつている。この不利な条件は何かで補ねばならぬのにその補いをしてくれぬところがない。

本来ならば国がその補いをなすべきであるが本土政府も今日まではそれを他府県なみに補つてくれてはいない。このことは沖縄にとつては致命的である。本土のどんな貧乏県に対しても国の責任において補われていることが沖縄に対してはなされてはいないのである。たとえば一九六五年の教育予算のうち八五％が沖縄の自己負担、すなわら血税による負担である。本土政府の援助が二％、米國援助が二％である。日米両政府の援助がわずか一五％であつてはすべて沖縄県民の負担であることからいかに負担が過重であるかがわかる。

県民の自己負担もすでに限度に達しその力みでは教育費の需要は到底満たせない状態になっている。本土の類似県では公教育費総額の六九％は国でひてもらい県の自己負担はわずか三％である。隣県の鹿児島では自己負担は一五・六％にすぎない。沖縄では全く逆である。

以上のように沖縄の教育財政は大部分自己負担に依存することを余儀なくされて、教育諸条件の整備が遅々として進まず本土との格差を段々大きくするだけである。私たち教育団体としてはこの教育財政についてはその本質上本土政府が責任をもつてもらふべきではないかと考えてきた。そして本土が大臣や関係当局または調査団が来られる都度この援助要請をしつづけてきた。しかるに今日まで、われわれの要望は実現されていない。今年の予算においては全財政の中にしめる教育費の割合はむしろ低くなつていくのではないかと非常に憂慮されている。

児童生徒一人当り教育費が十年前の昭和二九年には本土の六五・六％であつたのに今年は小学校で四四％、中学校で五七・七％、高校(全日)五七・七％、高校(定時制)四二・三％、恐らく平均して本土の五〇％以下でその格差も大きくなつていきつゝある。ところで沖縄県民は本土に比して国民所得は著しく低いのであるが、教育に熱心なため多額の経費を教育につぎ込んできた。県民総所得に占める教育費の六・四五％(一九六三年度)の率は、本土の五・六七％より多くの負担をしていることを示している。学校教育費に対する父兄の私費負担額も本土より多い。それにもかかわらず、本土の半分以下の水準しか保てないのは、結局沖縄県民の微力による負担によつて教育費の大部分が支出され外からの援助が余りにも少なすぎるからである。

以上のようなわけで教育財政は貧困を極めていているがその教育費の中で人件費は六九・五％を占めて

いる。それでも教員の給与は本土平均の八〇％にしかならず食ひ低位の県と比較してもその九〇％位であらう。そのうえに沖縄で扶養手当、暫定手当、運動手当などの諸手当は全然なく、また期末手当も八割ぐらい少い。その上物価は本土の二・三割高であり税金は本土の同等給与所得者と比較して六倍乃至九倍という驚くべき課税額である。このように現実生活の保障条件は悪条件が重複し教員の生活は極めて苦しいものとなっている。

更に社会保障制度が皆無であるから病気にでもなつてもなら、全然救いがたい。これは本土では猶ほ出来ぬ深刻な不安を教師に与えている。更に教員が退職した場合その手当は恐らくよく本土の五分の一ぐらいいであらう。そのうえ沖縄には年金制度や恩給制度がないのだから終戦直後退職した人は今年で二十年にもなるわけであるが、その人が退職したとしても一時年金も長期年金も向もないのである。

本土政府による特殊恩給法の制度があつてそれによる恩給をもらつている人はいるがこれによれば、戦前沖縄に奉職していた教員で、戦後も引続き沖縄に奉職していた者はこの特殊恩給法によつて恩給がもらえるようになつている。しかしその恩給支給額はきわめて少額である。というのは恩給の基礎になる産給が退職するときの給与ではなく、昭和二十一年一月二十八日行政分限のときの給与額でおさえられているからである。若干の改正をみたのではあるが同一条件の本土受給者の三分の一ぐらいにしかならない。ところが戦前本土に奉職していたり台湾、朝鮮等外地に奉職していた者が戦後沖縄に奉職した場合も身分の継続が認められていない。これは片手落ちである。このようなことで退職者の退職後の生活の保障が極めて不備であるために年々つた教育者は退職後の生活上の不安におびやかされ気の毒で見るにしのびないものがある。

校舎は外観整備されているように見えるが校舎の保有面積は本土平均の約半分を過ぎず、したがつて特別教室や講堂等の施設等極めて不備である。備品については小学校理科備品で文部省基準の二五・七％、その他の教科備品については一五％にすぎない。また教員定数が少く学級左様も小中学校等では五六名編成となつている。沖縄の教育はこのような悪条件下におかれているのである。かように、沖縄の教育が取り残されてきているのは単に経済的に貧困だけによるのではなく沖縄のおかれていた差別的地位に起因することは勿論だが、更に政治の貧困にも一因があると考ええる。これが反省されなければ沖縄は救われないのではないかと思ふ。

さて常に論議されている基礎学力の向上等ということも、このような教育諸条件の改善と切り離しては考えることは出来ない。そこで教育諸条件を本土はなにしよとしようということは沖縄教育界の一致したスローガンである。ところがそれが反対に本土と沖縄の教育財政上の格差は年々大きくなつていく。今にその根本的解決を図らなければ、沖縄の教育はますます取り残され悔を残すことにならう。しからはその解決の道をどこに求めるか。それは沖縄の教育が日本国民の教育であるということに思

いいたせば道は自ら明らかである。即ち沖縄の教育が日本国民の教育である以上、沖縄の人々にも日本国民としての教育の機会均等の精神から本土政府の精神から本土政府の手に委ねられて然るべきではないかと思う。特に教育の基礎をなす義務教育の經費等の如きはその感を深くするものである。結局沖縄の教育財政の窮乏を救うていく道を祖国一億国民の大きな力に求めていくこと、残された道はこれ以外にはないと思う。そして沖縄教育の二十年の空白を一日も早く埋めてもらうようにした。それは国の力にまたねばならないことを重ねて論議する。教育の最も根本的な基礎をなす義務教育費等を他府県同様祖国政府の負担によって実施してもらえばそれにより教育諸条件が改善され得るばかりでなく日本国民としての教育を祖国政府の手によって行なうことになり沖縄の教育者若し学徒の心に権えつづける精神的効果はけだし図り知れないものがあると信ずる。時信も終戦二十年を迎えそれを区画にあらゆる面から沖縄問題解決の方向が換射され建設的転換が期待される時機である。また日米主眼も度々沖縄の教育文化、社会福祉や生活水準を一日も早く本土水準ならに引きあげることがを言明しておられる。そこで昭和二十七年八月に公布された義務教育国庫負担法、憲法及び教育基本法にうたっている教育の機会均等の精神から全国民に対して公平な財政措置を行なう義務が日本政府に負わされているのであるからその精神による協力を沖縄にも是非はしいのである。よって私たちが本土政府に要請している特別財政措置は次の如きものである。

- ① 義務教育諸学校の教職員給与の半額国庫負担—これは七、五七六人の教員給与の半額分約二十五億円を負担してほしいというのである。
- ② 教育費需要に対する交付税相当分の国庫支出—沖縄の類似県である四国四県、鳥取、島根、秋田等十一県なみの国庫支出を求めると約四十七億円。
- ③ 義務教育諸学校の教科書無償給与—四十年度の小学校全児童の教科書及び四十一年年度中学校生徒の使用する教科書を無償給与してほしい。この額約二億円。
- ④ 琉球大学の全額国庫支出による援助—琉球大学は本土各県の国立大学に相当するものである。これに七億円。
- ⑤ 一九六七年琉球政府計画の公立小中学校の建築費の国庫負担率による負担—義務教育国庫負担法に基づく小学校三分の一、中学校二分の一補助率による校舍建築費である。この額約四億円
- ⑥ 共済制度(医療、年金)の政府(国庫)負担—この額約三億円。これは本土の公立学校共済組合七十八万の中に入れて解決しようとしたが、沖縄におけるいろいろ複雑な事情からそれも実現されない。

以上合計約八十八億六千万円になるがこの本土政府の財政措置要請は、沖縄の官民一致島ぐるみの強い願いであり是非とも目的を貫徹したいと念じている。ご協力をお願いしたい。

義務教育費等の国庫負担要求に関する要請決議

戦前沖縄県の教育は、その制度、内容等他県と何ら変るところなく國家の責任において行なわれていた。しかしながら、敗戦により祖國から行政が分離されて以来二十年、沖縄県民は、アメリカ合衆國の支配下でありながらも、日本國民としての自覚のもとに、あらゆる悪条件とたたかいつつ、常に健全なる日本國民の育成を目ざして努力を続けてきた。

しかし、琉球政府教育予算の八十五パーセントを自己財源によってまかなわなければならない窮屈な財政規模では、他県に伍して國民教育を行なうことは、到底不可能であつて本土との格差を生ずることは免れ得ない。しかもその格差が年々増大の一途をたどっていることは、まことに憂慮にたえない。従つて、政府は、その責任において、戦争の犠牲による劣悪な教育条件を改善し、沖縄の教育を本

土水準まで引き上げるため、類似県以上の措置をとるべきである。つきに琉球行政府並びに教育関係団体は、政府に対し次年度予算に二千四百六十二万ドルを計上し、次の事項を実現するよう要請した。

- 一 義務教育諸学校の教職員給与の半額を国庫で負担すること。
- 一 教育費需要に対する県、市町村相当分の交付税を国庫から支出すること。
- 一 義務教育諸学校の教科書を全額無償配布すること。
- 一 琉球大学を国立大学並に扱い、事業、運営費を国庫で負担すること。
- 一 義務教育費国庫負担法による小学校三分の一、中学校三分の一の校舍建築費を国庫で負担すること。
- 一 共済組合による長期給付、短期給付、等を沖縄の教職員にも適用すること。

よつて本院は、ここに全県民を代表し、政府が沖縄教育における最も緊急で最低要求である右の諸事項をすまやかに実現するためにあらゆる措置をとるよう要請する。

右決議する。

一九六五年六月十八日
琉球政府立法院
内閣総理大臣
衆議院議長
参議院議長
あて

謹啓 国務ご多忙の折、貴職におかれましては、ますます御清祥の御こと慶賀至極に存じあげます。

このたび沖繩の教育に関する団体の代表諸氏が沖繩教育の現状説明と教育費援助要請のため上京することになりましたので、ご多忙の折甚だ恐縮に存じますが、御引見を賜わりますようお願い申しあげます。

沖繩教育の問題は実質的な本土復帰をおし進める上に緊要事であり、それはまた全住民の心から願望するところでもあります。

沖繩のことにつきましては、日頃格別なる御配慮を賜わり感謝申しあげておりますが、なにとぞこの面につきまして、貴職のより深い御理解をいただきますようお願いを申しあげます。

来月は総理外各大臣を沖繩にお迎えできますことを全住民とともに感謝申しあげ、心からお待ちいたしております。

貴職の御健勝をお祈りし、お願いまで申しあげます。

敬 具

1965年7月14日

琉球政府行政主席

松岡 政 保

外務省北米課長

中島 信之 殿

紹 介 状

貴台には益々ご健勝の趣お慶び申し上げます。さて、沖繩の教育費の問題につきまして、当方の代表団が去る五月御訪問申し上げた節は、いろいろと進んで沖繩の事情をお聞き取り下されたとのこと、その御厚意に全住民が心から感謝申し上げます。

このたび、更にそのことにつきまして具体的な要請を行なうため才二次代表団が貴職を訪れると思いますので、公務誠にご多端の折とは存じますが、教育の危機に立たされた沖繩の現状にしばらく御傾聴を相煩し、沖繩の朝野を挙げての願いが一日も早く実現されますよう格段のご協力、ご援助を賜りたく、お願い申し上げる次第であります。

先ずはとりあえずご挨拶かたがた才二次代表団を御紹介申し上げます。

昭和40年7月14日

琉球政府立法院議長 長 嶺 秋 夫

外務省北米課長

中島 信之 殿

沖縄私立学校への援助について(請願)

昭和40年7月

沖縄問題特別対策委員会
提出したものを同文

沖縄県教育費獲得期成会

沖縄私立学校協会
沖縄教育委員協会
沖縄教職員会
沖縄中学校長協会
沖縄PTA連合会
沖縄市町村会

琉球中央教育委員会
沖縄教育長協会
沖縄小学校長協会
沖縄高等学校長協会
琉球大学理事会
沖縄市町村議長会

沖縄私立学校への援助について(請願)

沖縄に於ける戦後の教育事情は急激な人口の自然増加と相俟つて日本々土同様必然的に就学児童生徒の激増を惹起し、既設の琉球政府立高校に於いて1956年には既に収容定員の極限を越しております。

現在沖縄に於ける私学は大学三校、高校三校で大学におきましては全在学生の42.2%、高校におきましては14.8%の学生、生徒の教育を担当しており、琉球教育基本法に基き、日本国民教育の一端を担っております。

去つた高校急増対策にあつて、琉球政府文教当局は高校進学生を全中学卒業生の60%とし、政府立高校50%、私立高校10%の分担採用方針を決めて居り、全私学はこの文教政策の推進に協力し、公教育の一環としての国民教育に重大な役割を果してきているのであります。しかしこのような現状にありながら沖縄では、いまだに私学に対する法による私学の保護振興、又は財政的な援助も皆無に等しいのであります。

毎年急激ないきおいで増加しつゝあります児童生徒たちに等しく必要な教育を授けるためには、年を追つて施設の拡張、充実は急務であり、これなくしては国民が等しく必要な教育をうけることは出来ないのであります。私学に於けるこのような問題に対する諸対策については私学関係者の自主的な努力は云々までもありませんが、御存知のように私学財政は困窮の域にあり、日本々土の如き、政府による私学振興策なるものがあつて、私学の公教育機関としての活動が十分に遂行されるよう

本土私学並の諸措置を沖縄私学にも講じてもらいたいのであります。つきましては次の事項による沖縄私立学校の援助を御配慮賜わりますようお願い致します。

(一) 私立学校振興会関係援助

教育の充実を図るには施設、設備と優秀な教員を確保することが必須の条件であります。これら施設、設備を整備するには多額の資金を必要とします。沖縄においては、その資金調達を市中銀行に頼っている現状で貸付期間が短く、然も利率が高い為私学財政は窮迫し、これら諸施設の充実を著しく遅延させて居ります。

これを緩和するため、本土の私立学校振興会に沖縄私学関係の貸付資金枠を新たに増額設定し、下記援助が行えるよう特別の措置を講じて貰い度い。

1. 学校経営に必要な資金の貸付
2. 在外研修に対する助成
3. 国内研修に対する助成
4. 特殊研究に対する助成
5. 研修成果刊行に対する助成

(二) 私立学校教職員共済組合加入

沖縄においては私学教職員の疾病、休業、分べん等に対する保護、転退職、老後の保障等の施策が全く行なわれていない。直接学徒の育成を担当する教職員を後顧の憂なく国民教育に専念させる為には保障

制度の確立を図る事が肝要であります。よつて日本私立学校教職員共済組合加入の諸措置を講じて貰い度いのであります。国は該加入に伴う退職給付、廃疾給付及び遺族給付に要する費用の百分の十五及び事務費等を本土私学教職員共済組合に補助して戴き度い。

(三) 理振法等の助成

現在本土で実施されている理科教育振興法、産業教育振興法、私立大学研究施設、設備助成に関する法律等による助成金を日本政府の対琉球政府援助金に計上して貰い度い。

(四) 地方交付税相当額の助成

各都道府県に交付されている私立高校生急増対策費及び私立高校奨学助成金を本土各県並みに交付する様対琉球政府援助金に計上して貰い度い。

沖縄縣教育費獲得期成会

会長 屋良朝



沖縄私立学校協会
琉球中央教育委員会
沖縄教育委員協会
沖縄教育長協会
沖縄教職員会
沖縄小学校長協会
沖縄中学校長協会
沖縄高等学校長協会
沖縄PTA連合会
琉球大学理事会
沖縄市町村会
沖縄市町村議長会

会長 嘉数昌淳
委員 西平守由
会長 阿波根直成
会長 屋良朝苗
会長 中山興真
会長 大城真太郎
会長 宮島元純
理事 長徳八栄
理事 比嘉松一
会長 仲村榮盛
会長 宮城盛輝

沖縄県の義務教育費等の国庫負担に関する要請

昭和40年7月

沖縄問題対策委員会
提出したものを
同文

沖縄県教育費獲得期成会

沖縄県那覇市字松尾183の1

- 中央教育委員会
- 沖縄教育委員協会
- 沖縄教育長協会
- 沖縄教職員会
- 沖縄小学校長協会
- 沖縄中学校長協会
- 沖縄高等学校長協会
- 沖縄PTA連合会
- 琉球大学理事会
- 沖縄私立学校協会
- 沖縄市町村会
- 沖縄市町村議長会

沖縄県の義務教育費等の 国庫負担に関する要請

戦前、沖縄県は日本の地方自治体として、他県と同じ教育行政下におかれていた。しかし不幸にして第二次大戦が起って沖縄県は最大の激戦地となった。そのために全県が焦土と化し、教育施設はすべて灰燼に帰し、健児隊、ひめゆり隊で知られるように7千5百余人の教職員、児童、生徒が生命を奪われた。終戦当時、悲惨な状態から復興へ立ち上ることは容易でなく、2部授業はじめ、青空教室、馬小屋教室など悲惨な状態が長く続いた。

その実状を放置するにしのびず、沖縄の教育者は戦災校舎の募金を全国民に訴えたのであった。あれから10年余を経たが私たちの努力にもかかわらず、沖縄の教育の現状は教職員の待遇の面からも、施設設備その他すべての面からもなお、はなはだしい遅れをとっている。それだけ戦災がひどく、復興が困難であったことと、その裏付けとなるべき教育財政が貧弱を極めたからにはほかならない。

戦後沖縄の教育は内容、制度ともに日本と同様の措置がとられ、日本の国民教育を行ってきた。とくに二度にわたって米軍の拒否にあいながらも「われらは日本国民として」の教育基本法を県民の力で民立法化させてからは、自信と誇りをもって国民教育を強行してきた。

本土の教科書を採用し、教育課程も本土と同じようにし、日本人としての信念を堅持して、沖縄における日本国民教育を守り続けてきたのである。

しかし、これだけで沖縄の教育を向上させることは至難なことで、戦後20年経った今日、教育財政の確立なくしては本土と同様な教育は不可能だということが明らかになってきた。すなわち、沖縄の教育財政規模は児童、生徒のほぼ同数である類似県にくらべると60%にしかすぎない。こんな小さい財政で、約28万の児童、生徒の国民教育を行っているのである。とりわけ義務教育の人口が総人口の25%（24万人）という高率のため、教育財政に大きな重圧となっている。

したがって、財政基準は現年度において、一人当たり教育費は本土の44%（小学校）という低率で、本土の半分以下である。中校57.7%、高校（全日）57.7%、高校（定時）42.3%の水準しか維持してない。しかも、年々この一人当たりの公教育費は本土との格差を大きくしてきている。すなわち昭和29年度のころは小学校を例にとると65.6%の差額で約12弗の差額であったのが、昭和36年52.1%、30弗の差、37年48.6%、41弗の差、38年44.8%、53弗

の差とだんだん大きくひき離され、39年度はついに44.1%、63弗という著しい差を生ずるにいたっている。

ところで沖縄県民は、本土に比較して国民所得が低いのであるが、教育に熱心なため、多額の経費をつぎこんできたことはいうまでもない。総所得の6.45%（1963年度）も教育費が占めているのは本土の5.6%より多くの負担をしていることを示している。学校教育費に対する父兄の私費負担額も本土より多い。それにもかかわらず、本土の半分以下の水準しか保てないのは、結局、沖縄県民だけの負担によって教育費が支出されているからである。

1965年の教育予算をみると、琉球政府がその85%も自己負担であり、本土政府の援助が2%、米国援助が13%である。このように日米両政府の援助が僅か15%で、あとはすべて沖縄県民だけの負担であることからしてすでに県民の負担能力は限度に達し、教育費の需要をみだせない状態となっている。

本土の類似県を見た場合、公教育費総額の69%は国庫支出金によってまかなわれている。県の自己負担は僅か31%である。隣県の鹿児島は昭和37年度において76.7%が交付税を含む国庫支出金で県支出は14.5%となっている。

しかも沖縄の場合は、国民的教育事業に属する琉大や、療養所内の学校の経費まで自己財源で運営しなければならないのである。

以上のように沖縄の教育財政は自己財源に依存することを余儀なくされて、教育条件の整備が遅々として進まず、本土との格差を大きくするだけとなっているのである。

この格差の主なものあげると深刻な悩みが一層明らかとなろう。即ち、

(1) 学級在籍規模が過大である。

小・中学校を例にとると、本土が最高一学級の在籍48人以下となっているのに沖縄は56人の編成である。一学級平均沖縄が43.2人に対し、本土は36人で7人も沖縄が多い。51人以上のすしづめ学級が14.1%もある。

(2) 教員定員が少なく、待遇が悪い。

教員一人当たり児童数（小学校は沖縄37.8人にくらべ本土が29.7人であり、8人も沖縄が多い）。教員給は約90弗で、本土の110弗より20弗も少ない上に、扶養手当、暫定手当、通勤手当等がなく、期末手当が9割も少ない。

(3) 校舎の整備は本土の半分程度である。

一人当たり床面積の基準達成率は小校82.6%、中校66.4%、高校72.8%である。実際の保有面積は本土の約半分である。500教室の危険、老朽校舎、400教室の間仕切、仮校舎が未だ残って教室不足は深刻となっている。

(4) 設備、備品も本土の半分の保有率である。

理科備品は基準の25.7%（小、中校）

教科備品は基準の15%（小校）18.7%（中校）の達成率である。

(5) 高校生急増期の対策がとれない。

去る3月8千名の高校志願者が高校へ進学できなかった。本土90%の合格率に対し、沖縄は60%程度で高校の新增設が財政難で実現できない。

(6) 学校の種類別にみても基準にはるかに達しない。

(イ) 特殊教育

就学率は盲者が51.5%で、ろう者が69.16%である。

(ロ) へき地教育

複式学級は2学年40人単級20人までとなっており、へき地手当も最高 $\frac{2.0}{10.0}$ に過ぎ

ない。

(ハ) 幼稚園

認可の幼稚園は僅か52園で、就園率は29.7%（本土38.9%）である。

(ニ) 琉大

琉大の施設の整備状況は基準の60%であり、教員定員も少ない。

(ホ) 私学

私学三法がなく、政府の助成策は皆無に近い。

(7) 教職員の身分保障がない。

勸奨が65才でありながら退職金の起算は1952年の琉球政府創立からとなって不利な取扱いとなっている。医療保険、退職年金等の共済制度が未制定である。

以上の格差は、1946年1月28日の行政分離による20年間の空白としてあらわれたもので

ある。諸外国においても、国民が財政的に地方の補助を行なっており、国家の繁栄のためにも、日本政府はこの空白を埋める財政的責任をとるべきである。

とくに昭和27年8月8日に公布された義務教育費国庫負担法からしても、憲法及び教育基本法にうたっている教育の機会均等の精神からも、全国民に対し、公平な財政措置を行なう義務が日本政府に負わされている。

奄美大島が義務教育費国庫負担法による負担率以上に校舎の整備を10分の9にして空白をとり戻したように沖縄の水準ひき上げも日本政府の責務として特別措置が必要とされる。よって私たち沖縄96万県民はひとしく日本国民としての教育を受けることができるようここに次のことを要請しぜひ次年度予算に全額計上されたい。

記

(一) 義務教育諸学校の教職員給与の半額国庫負担による負担額 7,077,500円 (二十五億四千七百九十万円)

(説明)

義務教育諸学校数は小校239校、中校155校、盲ろう学校各1校、養護学校2校計398校である。66学年7,576人の教員給与の半額分である。

(二) 教育費需要に対する交付税相当分の国庫支出額 12,996,000円 (四十六億七千八百五十六万円)

(説明)

本土の地方団体(46都道府県、3,403市町村)の95%に当たる地方団体が地方教育費の財源保障として地方交付金が支出されている。類似県の県分の交付税への依存率は78.7%で、市町村分は62.3%となっている。

類似県の公教育費の38%が交付税によって充当されているので、幼稚園から小、中、高校大学までの交付税相当分(1966学年度の県分、市町村分)を12,996,000円として算出した。

(三) 義務教育諸学校の教科書無償費 506,000円(一億八千二百十六万円)

1966年度において、昭和40年小校の全児童生徒が使用する教科書および昭和41学年度の中校全生徒の使用する教科書を無償給与するようその経費の全額分を負担してもらおうための額である。

(四) 琉球大学費の全額国庫支出による援助 2,014,000円(七億二千五百四万円)

(説明)

琉球大学は本土の各県におかれている国立大学に相当するものとして、大学の運営に要するすべての経費を日本政府負担にする。

琉大の計画による1966学年度の施設、設備、運営の経費である。

(五) 1967年度琉球政府計画の公立小中学校の建築費の国庫負担率による負担額

公立小学校建築費	409,667円(一億四千七百四十八万二千二百二十円)
公立中学校建築費	692,950円(二億四千九百四十六万二千二百二十円)
合計	1,102,617円(三億九千六百九十四万四千二百二十円)

(説明)

義務教育国庫負担法に基づく小学校 $\frac{1}{3}$ 、中学校 $\frac{1}{2}$ の補助率による校舎建築費である。

1967年度の琉球政府計画を基礎にして算定している。

(六) 共済制度(医療、年金)の政府(国庫)負担額

長期給付	582,291円(二億九百六十二万四千七百六十円)
追加費用	91,503円(三千二百九十四万八千八十円)
短期給付	249,553円(八千九百八十三万九千八十円)
合計	923,347円(三億三千二百四十四万四千九百二十円)

(説明)

本土の共済組合の長期給付に要する費用については都道府県が負担する経費、追加費用は義務教育国庫負担経費となっている。

その長期給付負担金は給料の $\frac{56}{1000}$ 、追加費用 $\frac{8.8}{1000}$ となっており、短期給付は $\frac{24}{1000}$ の率となっている。

その率を7,705人(1966学年度)に乗じて得た額を算定した。

要請総合計額 24,619,464円(八十八億六千三百万七千四十円)

昭和40年7月 日

沖縄県教育費獲得期成会長

屋 良 朝



中央教育委員会委員長 石 原 昌 淳

沖縄教育委員協会長 西 平 守 由

沖縄教育長協会長 阿波根 直 成

沖縄教職員会長 屋 良 朝 苗

沖縄小学校長協会長 中 山 興 真

沖縄中学校長協会長 大 城 真 太 郎

沖縄高等学校長協会長 宮 島 長 純

沖縄PTA連合会長 徳 元 八 一

琉球大学理事長 比 嘉 松 栄

沖縄私立学校協会長 嘉 数 昇

沖縄市町村会長 仲 村 栄 春

沖縄市町村議長会長 宮 城 盛 輝

外務省北米課長
中島信之

殿

1965年5月10日

第五表 政府一般会計予算に占める 文教予算額の推移

Table with columns for year, budget, and percentage. Rows include 1955, 1956, 1957, 1958, 1959, 1960, 1961, 1962, 1963, 1964, 1965.

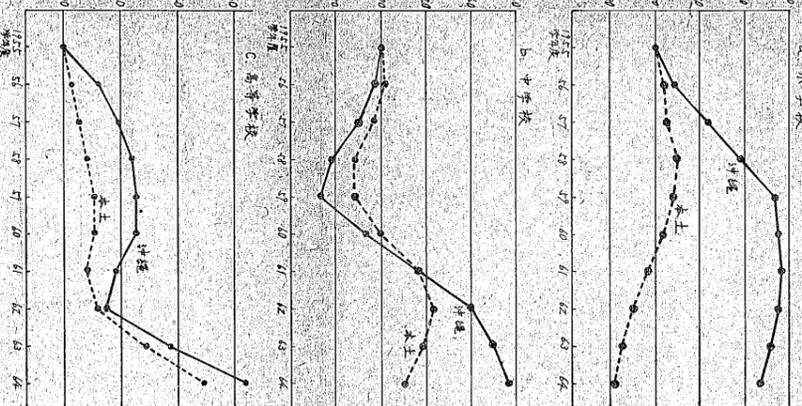
近年ますますその格差を開きつつあるという事実である。これらのことについて

児童生徒数の推移は どうなっているか

「本土に比べて増加の割合が極めて大きい」

沖縄においては、この八、九年間における教育費の増大の傾向にあるものの、本土にくらべて増加の割合が激しく、しかも増大のペースが速い。

第三図 公立学校児童生徒数の推移 (1955年度(昭30)を100とした各年度の指数)



すなわち、一九六四年度の人口に占める義務教育児童人口をみると、本土が加の傾向をたどっており、沖縄においては、教育費の増大のペースが速い。

本土と比較したら 生徒一人当りの教育費を

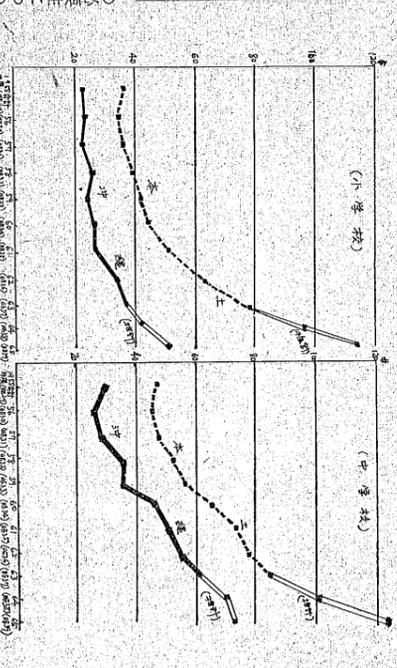
「その差はますます開くばかり」

戦後、義務教育の量的普及による経費の増加のペースが速い。一九六四年度の教育費をみると、本土が加の傾向をたどっており、沖縄においては、教育費の増大のペースが速い。

第七表 公教育費生徒1人当り額の推移

Table showing per-student education expenses from 1955 to 1965 for elementary, middle, and high schools. Columns include year, total expense, and percentage.

第四図 公教育費生徒1人当り額の推移



このように、公教育費の増大は、沖縄の教育費の増大の傾向にある。これは、教育費の増大のペースが速い。

この表の支出項目その性質により第九表のように再分類し、小学校を例に詳しく説明する。

①教員一人当り平均給与の差
 ②教員一人当り平均給与の差
 ③教員定数
 ④教員一人当り平均給与の差
 ⑤教員一人当り平均給与の差

項目	小	中	高	合計
支出項目	38,571	60,445	83,292	102,666
公教育費	79,333	42,066	62,627	82,422
給料	40,969	14,322	29,292	62,627
給料以外の支出	38,571	27,743	54,000	82,422
給料	40,969	14,322	29,292	62,627
給料以外の支出	38,571	27,743	54,000	82,422

どのような経費が本土との格差を生じさせたか
 「教員給与と学校運営費に大きな格差」

公教育費のおよそ九〇％は昭和三十一年度本土の支出項目別内訳の本土比較から支出項目別にこの表から支出項目別に本土との差の大きいものをあとして生徒一人当り教育費を算出すると、学校種別によつて多少異なるが、本教員の手当、給料、所定支払金、建築費、維持費、債務償還費等である。

①教員一人当り平均給与の差
 ②教員一人当り平均給与の差
 ③教員定数
 ④教員一人当り平均給与の差
 ⑤教員一人当り平均給与の差

項目	小	中	高	合計
支出項目	38,571	60,445	83,292	102,666
公教育費	79,333	42,066	62,627	82,422
給料	40,969	14,322	29,292	62,627
給料以外の支出	38,571	27,743	54,000	82,422
給料	40,969	14,322	29,292	62,627
給料以外の支出	38,571	27,743	54,000	82,422

第九表 生徒一人当り公教育費の本土比較(続)

支出項目別内訳の本土比較

第九表 生徒一人当り公教育費の本土比較(続)

支出項目別内訳の本土比較

項目	小	中	高	合計
支出項目	38,571	60,445	83,292	102,666
公教育費	79,333	42,066	62,627	82,422
給料	40,969	14,322	29,292	62,627
給料以外の支出	38,571	27,743	54,000	82,422
給料	40,969	14,322	29,292	62,627
給料以外の支出	38,571	27,743	54,000	82,422

第九表 生徒一人当り公教育費の本土比較(続)

支出項目別内訳の本土比較

第九表 生徒一人当り公教育費の本土比較(続)

支出項目別内訳の本土比較

項目	小	中	高	合計
支出項目	38,571	60,445	83,292	102,666
公教育費	79,333	42,066	62,627	82,422
給料	40,969	14,322	29,292	62,627
給料以外の支出	38,571	27,743	54,000	82,422
給料	40,969	14,322	29,292	62,627
給料以外の支出	38,571	27,743	54,000	82,422

第九表 生徒一人当り公教育費の本土比較(続)

支出項目別内訳の本土比較

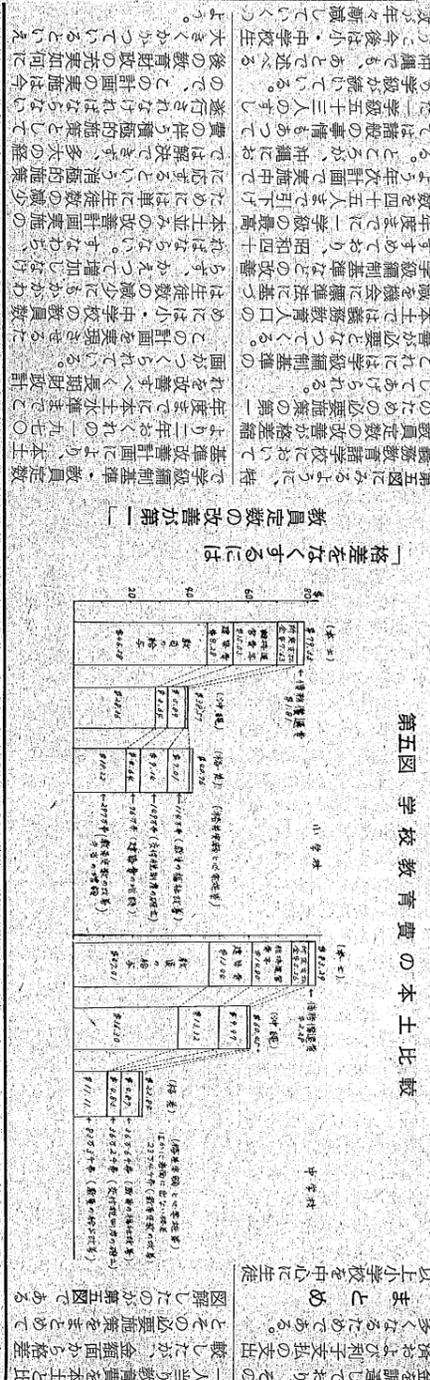
第九表 生徒一人当り公教育費の本土比較(続)

支出項目別内訳の本土比較

項目	小	中	高	合計
支出項目	38,571	60,445	83,292	102,666
公教育費	79,333	42,066	62,627	82,422
給料	40,969	14,322	29,292	62,627
給料以外の支出	38,571	27,743	54,000	82,422
給料	40,969	14,322	29,292	62,627
給料以外の支出	38,571	27,743	54,000	82,422

第九表 生徒一人当り公教育費の本土比較(続)

支出項目別内訳の本土比較



以上小学校を中心に生徒一人当り教育費を本土と比較したが、金額面から格差が大きいのが第五図である。

北米局長
参事官
北米課長

電 報



送信通過番号

着信番号 0023

送 信 時 分	送 信 者	照 合 者	受 信
	キヨウイクイインカイ		
	キヨウシヨクインキユウニカンスルベ		
	タイニヨウニンデ		
	ツスルヨウツヨクヨウセイシマス		
	リユウキユウセイフチユウオウ		
	キヨウイクイインカイ		
	ニブ		
	ンノーフタンヲカント		
	イガ		
	ワテイアンゼツ		
	ツ		

※本材料

電話番号
対話者
殿

86
40.9.25

この電報について疑問の点がありましたら配達局へお問い合わせください。

この欄の記載順序は次のとおりです。
第一行 局用記事 第二行 (種類) 字数 発信局 発信番号 (受付日) 受付時刻

五一ニモ ヒロ
一〇〇 オキナワナハ 九一九 〇三〇一

40.9.25
40.9.25

日本電信電話公社